

## 法人概要

法人名	特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構 (商標登録：T-6703 50901266141 商標：2009-047833)
認証	平成20年6月10日 内閣府認証(府国生第625号)
設立	平成20年6月10日
事務所	〒133-0056 東京都江戸川区南小岩7丁目22番14号 TEL：03-6801-7592 FAX：03-6801-7593 URL：https://www.zenkaikyo.or.jp
理事長	新宮 俊雄

### 特定非営利活動法人(NPO法人) 全国介護支援共済機構からのご挨拶

明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる日本国でありたいと念い、何をもって世の中に永々に奉仕を振振できるのかという社会に課せられた使命感、責任感、日本国が平和で幸福を追求するなかで、社会的環境、社会福祉分野において持つ価値・事態を重要視、福祉国家に対して役に立つことを行業、福祉の発展に貢献を成し遂げるために、日々に新たなり善行を積善することを意趣として、特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構は平成20年6月10日に内閣府の認証 府国生625号で設立されました。厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金事業として、平成20年度に介護記録とその利活用による介護サービスの効率化・省力化・IT化の推進に関する調査研究事業報告書、平成25年度には未来志向研究プロジェクト調査研究事業の一貫として、社会福祉・介護・サービス施設との連携での、感染症全般の不活化と生活衛生の向上を目的とした事業を取りまとめ、縁の下の舞、無駄な骨折りでも人のために努力・苦勞しても、認められなくても、縁の下の力持ちで、思想・態度などすべての面をつらぬく、支持・支援・支え助けの絶対精神を貫徹いたします。

また、行動がすべての成功への基本的な鍵である、高齢者から若者まで全ての国民にめざましく活動の場があり、全ての人々が元気に総活躍、安心して暮らせる社会での新しい経済政策パッケージ人生100年時代に、少子高齢化に伴う生産年齢人口減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化による多様な働き方を選択できる社会の実現と、働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる働き方改革での、健康で幸福な状況で働ける福利厚生ともに、予期せぬ事態に備えるための相互扶助の仕組みであり、福祉施策の提供を通じて全体的な幸福度と生産性を向上させるために、戦略的に取り組み、従業員やメンバーが団体に所属している期間中に特定の事故や災害が発生した際に、経済的な支援を提供する仕組みを令和6年に取り纏めました。これには医療費や災害時の生活支援などが含まれる『おもいやり団体共済保障』を用意周到して、会員のみならずを支持・支援・支えサポートいたします。

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構は、安寧秩序、日常生活を助け(介護)生活の安定と幸福(福祉)が安心立命・未来永劫にわたります様、日々に新たなり研鑽して開物成務に務め、天を敬拝し国に敬意を表し、感謝の心で、幸福をもたらす利益(福利)生活を豊かにする(厚生)共済支援に全力で取り組み、勇往邁進し、報恩いたす所存です。

## 福祉研鑽

神が足を祉めて人に授ける福の意を  
深く極め積善致します



特定非営利活動法人(NPO法人)  
**全国介護支援共済機構**

〒133-0056 東京都江戸川区南小岩7丁目22番14号  
URL：https://www.zenkaikyo.jp

特定非営利活動法人(NPO法人)

## 全国介護支援共済機構

おもいやり団体共済保障のご案内

福祉介護・環境衛生・福利厚生を  
支持・支援・支えサポートします



特定非営利活動法人(NPO法人)

## 全国介護支援共済機構

内閣府認証(府国生第625号) 認証日2008年6月10日  
(商標登録：T-6703 50901266141 商標：2009-047833)

# おもいやり団体共済保障 総合（慶弔）共済



**正会員会費**

**月額 1,000 円**

**掛け金など別途  
ご負担はございません**



★加入できる方

**健康状態にかかわらず  
年齢制限無しで加入できます**



## 🚫 登録に関する注意事項

- 個人情報の適正な取扱いに関する基本理念を定め、非営利での共済保障事業を営み、個人の権利利益を保護・遵守義務・数字ナンバー制度での初期（出資金）各種設立登録費用とし、正会員としての**登録時に 1000 円**を申し受けます。
- 遵守義務（個人情報保護法）にて、正会員登録後は**9 けたの ID 番号を発行**による情報管理で、厳重な管理体制のもとに、正確性・機密性・安全性の確保に任務します。

総合（慶弔）共済

## 総合（慶弔）共済

共済はみんなで『たすけあう』仕組み  
年齢・健康状態にかかわらず加入できる団体共済保障  
です。



共済金の種類		共済事故	保障額（円）		
死亡弔慰金	死亡弔慰金 会員やそのご家族に万一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。	すべての死亡	300,000		
		不慮の事故等による死亡	100,000		
		配偶者の死亡	200,000		
		子の死亡	100,000		
		親の死亡	30,000		
住宅災害見舞金	住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。	火災等	全焼・全壊	1,000,000	
			半焼・半壊	500,000～900,000	
			一部焼・一部壊	50,000～300,000	
		風水害等	自然災害	全壊・流失	300,000
				半壊	150,000
				一部壊	10,000～30,000
				床上浸水	10,000～150,000
		地震等	地震等	全損	100,000
				大規模半壊	60,000
				半損	50,000
				一部損	10,000
				同居親族の死亡	100,000
		重度障害	重度障害見舞金 交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度障害見舞金をお支払いします。 ※1 級～3 級の一部	重度障がい	300,000

## 🚫 保障に関する注意事項

- 社団法人・自治体が運営する公的施設・民間が運営する民間施設・自立状態の方を対象とする施設・法人企業・法人成り（組織形態）・個人事業なる構成の一員の団体共済保障です。
- 満期保険金・解約払戻金はありません。

## 🚫 支持・支援・支えサポートに関する事項

- 団体共済保障に必要な事項その他はホームページの『ご契約のしおり』にて通知しております。
- 要求・支払対応相談窓口を設置してご満足いただけるサービスを提供いたします。

# おもいやり団体共済保障 総合（慶弔）共済+傷害共済

**正会員会費**  
**月額 1,000円**  
**+**  
**傷害共済**  
**月額 1,000円**



★加入できる方

**健康状態にかかわらず  
満 79 歳まで加入できます**



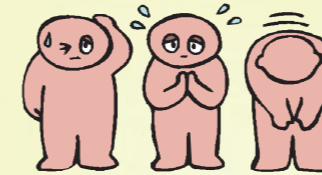
## 登録に関する注意事項

- 個人情報の適正な取扱いに関する基本理念を定め、非営利での共済保障事業を営み、個人の権利利益を保護・遵守義務・数字ナンバー制度での初期（出資金）各種設立登録費用とし、正会員としての**登録時に 1000円**を申し受けます。
- 遵守義務（個人情報保護法）にて、正会員登録後は**9けたのID番号を発行**による情報管理で、厳重な管理体制のもとに、正確性・機密性・安全性の確保に任務します。

## 総合（慶弔）共済 + 傷害共済

### 傷害共済

健康状態にかかわらず加入できるけがに備える保障（月額 1,000円）



★加入できる方

**健康状態にかかわらず、総合（慶弔）共済  
にご加入の満 79 歳までの正会員**

★保障期間

**満 80 歳の契約満了日まで保障**



			0歳～満59歳の方	満60歳～満79歳の方
<b>入院・通院</b> ＜部位・症状別傷害共済金＞	入院または5日以上 の通院をしたとき	交通事故・ 不慮の事故	部位・症状別に <b>18万円～0.75万円</b>	部位・症状別に <b>18万円～0.75万円</b>
	入院または5日以上 の通院をしたとき		1事故につき <b>3,000円</b>	1事故につき <b>3,000円</b>
<b>長期入院</b>	90日以上、180日以上 連続した入院（1回の入院）のとき ＜災害長期入院一時金共済金＞	交通事故・ 不慮の事故	各 <b>18万円</b> (最高36万円)	各 <b>5万円</b> (最高10万円)
<b>携行品に損害が生じたとき</b> 国内のみ ＜携行品損害共済金＞			最高 <b>30万円</b> (免責1万円)	—
<b>死亡・重度の障がいが生じたとき</b> 1級・2級と、3級の一部 ＜死亡・重度障害共済金＞		交通事故・ 不慮の事故	<b>500万円</b>	<b>250万円</b>
<b>身体に障がいが残ったとき</b> 3級の一部～14級 ＜障害共済金＞		交通事故・ 不慮の事故	<b>450万円～20万円</b>	<b>225万円～10万円</b>

**保障期間** 保障期間中の掛金は変わりません

自動更新

自動更新

0歳

満60歳

満80歳

## 部位・症状別傷害共済金 支払額（抜粋）

		骨折または 脱臼	打撲、 擦過傷、挫傷 または捻挫	熱傷	神経の損傷 または 断裂
部位	頭部	97,500円	7,500円	15,000円	180,000円
	頸部	120,000円	7,500円	15,000円	60,000円
	手指を除く上肢	52,500円	7,500円	7,500円	60,500円
	手指	30,000円	7,500円	7,500円	45,000円
	足指を除く下肢	97,500円	7,500円	7,500円	60,000円

## さらに…

**個人賠償プラス**  
月額 200円を  
組み合わせて  
けがと賠償に

**賠償保障**  
最高 **3億円**

## 個人賠償プラス

傷害共済に個人賠償プラスを組み合わせて、日常のけがと賠償に備えましょう。

月額 **200円** で **賠償保障** 最高 **3億円**

★加入できる方

年齢・健康状態にかかわらず、傷害共済  
にご加入の正会員

★保障期間

傷害共済に加入の期間  
個人賠償プラス単独での加入はできません。

★正会員のご家族も保障の対象となります。

### 個人賠償

<損害賠償共済金>  
<賠償費用共済金>

法律上の損害賠償責任を負ったとき (国内のみ)		最高 <b>3億円</b>
対人臨時費用 (対人事故のとき)	死亡させたとき	<b>10万円</b>
	10日以上入院させたとき	<b>2万円</b>
	謝罪等をしたとき	<b>3,000円</b>

ここが安心!!

法律上の損害賠償責任を負ったとき **最高3億円**を保障

他人事ではない  
自転車事故による  
高額賠償リスク



実際の事故と賠償の例  
小学生が自転車で帰宅途中、女性に衝突。  
転倒して頭を強打した女性は、意識が戻らず寝たきりの状態に…

約 **9,500万円**の賠償命令

(2013年神戸地方裁判所)

ほかにもこんな  
賠償リスクがあります!



飼い犬が人に  
噛み付き  
けがをさせた



買物中に  
あやまって  
商品を  
壊した



お子さまが  
サッカーを  
していて  
隣家のガラスを  
割った



### おもいやり団体共済保障に関する注意事項



総合(慶弔)共済

●要求・支払対応相談窓口は、基本メールのみでの受付となります。  
ただし、疑問・質問その他は責任者がいますので電話をお待ちしております。

【充足理由の原理】

- 働く方一人ひとりがより良い未来への展望が快闊なる働き方改革にて、電話対応専門業務での人間性を傷つけたり、無理に作った言いがかりを避けるためです。
- 言った・言わない・言わぬが花など、後先見ずではなく、メールならば事実認定のよりどころ(根拠)が残存します。
- 詳細情報は(言)語または形態素の末尾に付く接辞の説明解説

傷害保障

- 傷害共済加入申込書は対応相談窓口よりメールで会員様に送ります。
- 私人(個人・正会員)としての申込ですので、よければ郵送専用の簡単な手続で加入できます。
- 加入申込書には、私人(個人)の氏名・生年月日・現住所・電話番号・口座情報(金融機関)の個人情報の記入があります。善良な心での紹介です。事物を悪く推測したり悪意を持って疑われたくありませんので、直接の申込をお願い致します。
- 疑問・質問・共済金の請求その他お問い合わせは、証書に記載の窓口にご直接お問い合わせください。
- 抜粋説明解説を(言)語または形態素の末尾に付く接辞の抄録説明解説

## 特定非営利法人 全国介護支援共済機構 会員会則

### 第1条 (目的)

この法人の目的に賛同した会員同士が、相互扶助の精神を尊び、健康で社会人としての公の秩序を守り、常に健康な社会生活を送ることを目的として、会報等を通じて様々な情報を発信し法人・会員間の双方向のコミュニケーションを図っていく事を目的とする。

### 第2条 (適用範囲)

この会則は会員に適用する。

### 第3条 (効力の発生)

あらたに会員となった者の効力の発生は、会員となった日以後、最初に迎える振込日(協定で決めた振込期日)から生ずる。

### 第4条 (会員)

この法人の会員は、社会から信用された法人及び団体・個人で、福祉・介護分野における相互扶助の精神の下、介護業界の向上を目的とする当法人の目的に賛同し、所定の会員加入申込を行い、また当法人が会員として承認したものとす。

### 第5条 (会員の義務)

会員は、本法人の秩序を守ると共に会員同士の相互扶助の精神を尊び健康で社会人として公の秩序を守り、常に健康な社会常識に従って会員費を納入とする。

### 第6条 (秘密保持義務)

会員は業務上知り得た秘密情報に関して正当な理由なく、発表・公開・漏洩してはならない。

### 第7条 (会員の要件)

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人全国介護支援共済機構の会員になれない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 破産者で復権を得ない者
3. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
4. 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  
ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合  
イ) 刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の3[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合  
ウ) 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
5. 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
6. 会員権利の剥奪及び無効  
ア) 反社会的勢力(日本証券業協会の定款の施行に関する規則第15条に定める者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる場合

イ) 反社会的勢力を利用していると認められる場合  
ウ) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる場合  
エ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

### 第8条 (会員資格の喪失)

次のいずれかに該当する場合には、当法人は、事前に通知することなく、当該会員の会員の地位を取り消すことができるものとする。

1. 会員から当法人へ入会時の申告内容に虚偽があった場合
2. 当該会員が、本会の当法人による運営又は他の会員による利用に支障をきたす虞があると当法人が判断した場合
3. この会員規定に反した場合

### 第9条 (退会規定)

会員は、法人が定める退会手続きを行い、法人がこれを承諾したときには本会から退会することができる。

### 第10条 (代表者)

この会に関する代表者は、当法人の代表理事とする。

### 第11条 (権利と義務)

理事長は、本会を代表し会務を統括する。

### 第12条 (会則の変更)

この会則は、理事会の決議によって変更することができるものとする。

### 第13条 (会則の改廃)

この会則の改廃は理事会の決議によるものとする。

### 第14条 (事務処理)

この会に関する事務は事務局が行い、本会の事務局は東京都江戸川区南小岩7丁目22番14号 特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構内に置く。

### 第15条 (会費)

この会を維持、運営する為に、趣旨に賛同する助力会員は、賛同・賛助金を拠出するものとする。

### 第16条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第17条 (個人情報の取扱)

本会及び本法人は、会員の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に従い、必要な保護措置を講じたうえで、会の運営や、会員が享受する各種特典を受けるのに必要な範囲で利用するものとする。

### 第18条 (附則)

この会員会則は令和6年1月1日から実施する。

# 法人等（会員）・個人（正会員）保障内容の簡易説明

特定非営利活動法人(NPO 法人) 全国介護支援共済機構は、介護支援等々と特定技能（介護留学生）のサポートを趣旨として活動しておりますが、**会員様からの強い要旨・要請・要望にて共済保障で尽忠いたします。**

## 総合共済

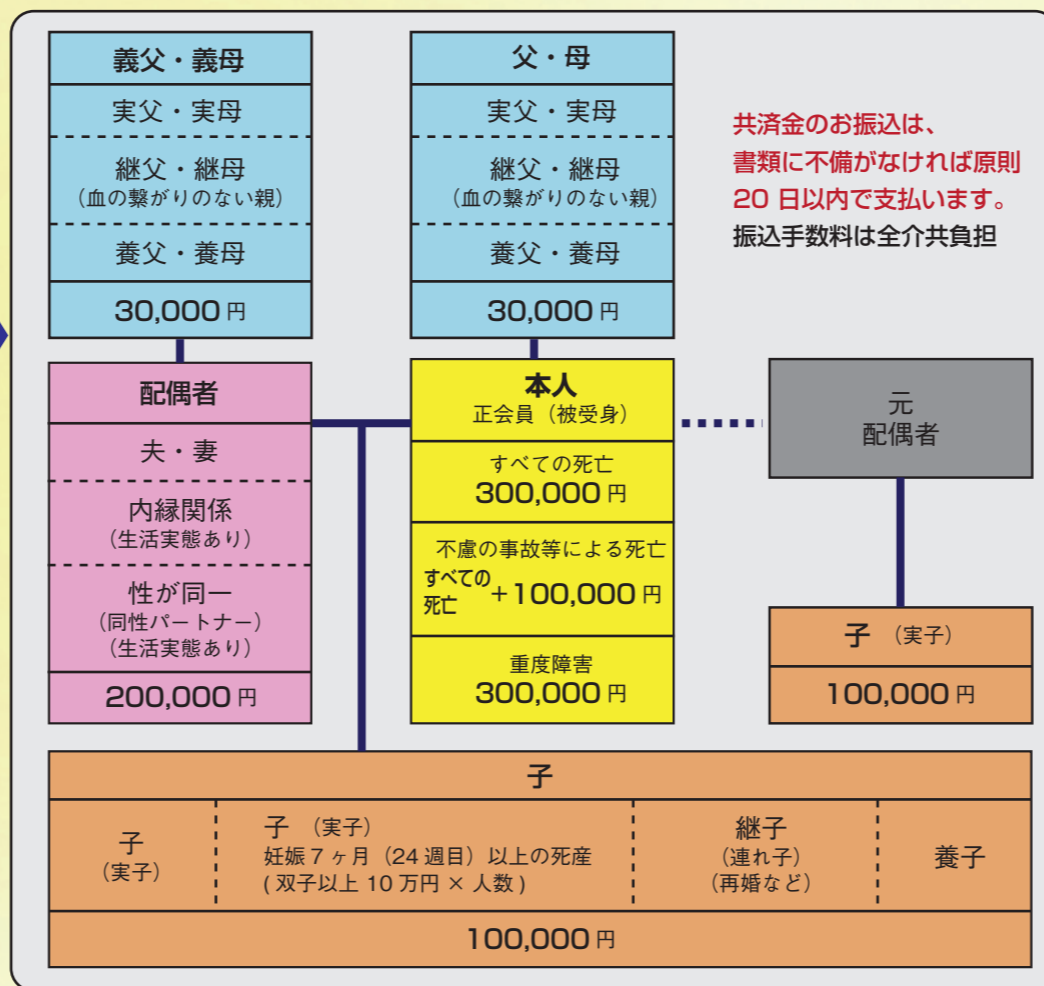
共済はみんなで『たすけあう』仕組み  
年齢・健康状態にかかわらず加入できる団体協約保障です。

共済金の種類	共済事故	保障額（円）	
死亡弔慰金 会員やそのご家族に万一のことがあった場合に死亡弔慰金をお支払いします。 <b>死亡弔慰金の最高限度額は1,000,000円です</b>	すべての死亡	300,000	
	不慮の事故等による死亡	100,000	
	配偶者の死亡	200,000	
	子の死亡	100,000	
	親の死亡	30,000	
住宅災害見舞金 災害や自然災害等で住宅に被害が出た場合に住宅災害見舞金をお支払いします。 <b>住宅災害見舞金の最高限度額は1,000,000円です</b>	火災等	全焼・全壊	1,000,000
		半焼・半壊	500,000～900,000
		一部焼・一部壊	50,000～300,000
	風水害等	全壊・流失	300,000
		半壊	150,000
		一部壊	10,000～30,000
		床上浸水	10,000～150,000
		全損	100,000
	地震等	大規模半壊	60,000
		半損	50,000
	一部損	10,000	
	同居親族の死亡	100,000	
重度障害 <b>重度障害見舞金</b> 交通事故・不慮の事故等で会員が重い障害を負った場合に重度障害見舞金をお支払いします。 ※1級～3級の一部	重度障がい	300,000	



## おもいやり団体共済保障

**正会員会費 月額 1,000 円（総合共済含意）**  
（正会員・こくみん共済の初期登録費用として別途 1,000 円）  
**正会員限定の傷害共済 + 月額 1,000 円**  
※詳しくはホームページをご覧ください <https://zenkaikyo.or.jp>



会員のみなさまから葬儀・葬礼の強い要請・要望が



1. 無理な要求
2. 意味深長なるお願い
3. 奉承

『特定非営利活動法人（NPO 法人）全国介護支援共済機構（以下「全介共」という。）は、非営利で共済事業を営んでおります。』を基本方針に、会員のみなさまを裏切ることなく頻りに必要なる態勢をととのえます。  
全介共が紹介の葬儀・葬礼の場合にはすべて全介共が責任をもち、必要なる書類の処理をいたします。ただし正会員本人のときには会員と話し合いとなります。

- 1の受諾** 全介共が**無料**で、いざという時の相談と国内の葬儀・葬礼の情報を紹介します。  
（大まかな走り書き、社会保険・国民健康保険は葬儀費用5万円の支援）  
（大まかな走り書き、生活困窮者（生活保護等を含む）は葬儀費用20万6千円の支援）
- 2の受諾** 全介共が**無料**で、葬儀・葬礼の値段（価格）を交渉します。  
（大まかな走り書き、葬儀費用約8万円位（直葬・棺込み））
- 3の承諾** 全介共への葬儀・葬礼の相談については**すべて無料**です。

### 全介共が無償で支援する3つの安心サポート

1. 業界最安水準の明朗会計セットプラン
  2. 24時間365日いつでも無料でご相談を受付
  3. お葬式以外のお悩みまでサポート  
（法事法要、仏壇、お墓、散骨、遺品整理、永代供養など）
- 大切なのは後悔のないお別れであります。

## 傷害共済

**正会員専用**  
（正会員の方のみ任意で個人加入いただけます）

健康状態にかかわらず加入できるけがに備える保障（月額1,000円）



- ★加入できる方  
健康状態にかかわらず、総合（慶弔）共済にご加入の満79歳までの正会員
- ★保障期間  
満80歳の契約満了日まで保障



共済金は正会員の銀行口座にこくみん共済から直接支払われます。

入院・通院 <部位・症状別傷害共済金>	入院または5日以上の通院をしたとき 交通事故・不慮の事故 入院または5日以上の通院をしたとき	0歳～満59歳の方		満60歳～満79歳の方	
		部位・症状別に 18万円～0.75万円 1事故につき 3,000円	部位・症状別に 18万円～0.75万円 1事故につき 3,000円	部位・症状別に 18万円 (最高36万円)	部位・症状別に 5万円 (最高10万円)
長期入院 90日以上、180日以上連続した入院（1回の入院）のとき <災害長期入院一時共済金>	交通事故・不慮の事故	各18万円 (最高36万円)	各5万円 (最高10万円)		
携行品に損害が生じたとき 国内のみ <携行品損害共済金>		最高30万円 (免責1万円)			
死亡・重度の障がいが生じたとき 1級・2級と、3級の一部 <死亡・重度障害共済金>	交通事故・不慮の事故	500万円	250万円		
身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級 <障害共済金>	交通事故・不慮の事故	450万円～20万円	225万円～10万円		
保障期間 保障期間中の掛金は変わりません		自動更新	自動更新	自動更新	自動更新
		0歳	満60歳	満80歳	

## 個人賠償プラス

傷害共済にプラス月額200円で

傷害共済に個人賠償プラスを組み合わせて、日常のけがと賠償に備えましょう。

月額200円で賠償保障最高**3億円**

- ★加入できる方  
年齢・健康状態にかかわらず、傷害共済にご加入の正会員
- ★保障期間  
傷害共済に加入の期間  
個人賠償プラス単独での加入はできません。
- ★正会員のご家族も保障の対象となります。

個人賠償 <損害賠償共済金> <賠償費用共済金>	法律上の損害賠償責任を負ったとき (国内のみ)	最高3億円
対人臨時費用 (対人事故のとき)	死亡させたとき	10万円
	10日以上入院させたとき	2万円
	謝罪等をしたとき	3,000円

**ここがポイント!!** 法律上の損害賠償責任を負ったとき最高3億円を保障

他人事ではない  
**自転車事故による高額賠償リスク**

実際の事故と賠償の例  
小学生が自転車で帰宅途中、女性に衝突。転倒して頭を強打した女性は、意識が戻らず寝たきりの状態に…  
**約9,500万円の賠償命令**  
(2013年神戸地方裁判所)

ほかにもこんな賠償リスクがあります!

- 飼い犬が人に噛み付きけがをさせた
- 買物中にあやまって商品を壊した
- お子さまがサッカーをしていて隣家のガラスを割った

# 法人等（会員）・個人（正会員）入会と支払いの簡易説明

## 会員申込書

新規

おもいやり団体共済保障

特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構の総会（慶弔）共済に、構成の一員を加入させ、正会員として登録を願います。

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

法人・団体・施設名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

管理責任者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX番号 \_\_\_\_\_

## 正会員名簿

（正会員名簿は指定形式のデータのみ受付となりますので宜しくお願いします）

氏名	氏名(カナ)	生年月日(西暦)	性別 (1:男, 2:女)	郵便番号 (〒は不要)	住所(漢字)	住所(カナ)	電話番号	正会員番号 (組合員番号)	会員番号 (企業番号)	加入/退会 (加入:1, 退会:2)
労済 太郎	ロウサイ タロウ	1965/01/01	1	4200839	静岡県葵区鷹匠2-13-4	シズオカシ アオイク タカシヨウ 2-13-4	054-254-1229	123456789	123456	1

共済金  
死亡弔慰金の  
最高限度額は  
1,000,000円  
です

共済金は会員の登録口座に直接支払います。  
提出書類に不備がなければ、原則 20 日以内にお支払いします。  
ただし、会員様からの強い要請・要望により、NPO 法人全介共が無料の紹介(葬儀・葬礼)の場合は、必要なる書類などは用意します。

共済金  
住宅災害見舞金の  
最高限度額は  
1,000,000円  
まで支払います

住宅災害見舞金は、正会員の銀行口座に  
こくみん共済から直接支払います。  
(別途証明書類が必要です)

## 総合共済金請求書（住宅災害用）

## 総合(慶弔)共済金請求書

兼在籍証明書[住宅災害用]

提出書類

御中  
の事業規約・細則にもとづき、必要書類を添え下記のとおり共済金を請求します。  
なお、下記組合員は事故日現在、当団体の組合員(会員)であることを証明いたします。

請求書記入日 20 年 月 日

取り扱い団体  
団体番号 担当者 団体名称 特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構  
電話番号(連絡先) 03 - 6801 - 7592

組合員氏名 フリガナ 自署 生年月日 (大正・昭和・平成・令和・西暦) 押印欄

住所 〒 フリガナ

電話番号(平日の日中に連絡できる連絡先) 携帯 - - 自宅 - - その他 ( )

事故発生日時 20 年 月 日 午前/午後 時 分

原因(災害名)

建物概況  
構造 ① マンション ② 鉄骨・耐火 ③ 木骨 居住区分 ① 自家 ② 貸家 ③ 別棟 ④ 建築中 ⑤ 空家 ⑥ 借家 ⑦ 借間 ⑧ その他 延床面積 坪 m<sup>2</sup> 建物用途 ① 居住専用住宅 ② 店舗等併用住宅 坪 m<sup>2</sup>

共済金の受け取り口座について  
下記のいずれかひとつを選択し、ご記入ください。

金融機関	支店名	預金種目	口座名義人
銀行・金庫( )	本店/支店	総合・普通 当座 貯蓄	フリガナ
ゆうちょ銀行	記号	番号(右につめて記入)	フリガナ

●共済金請求に伴う個人情報情報の取り扱いについて

## 総合共済金請求証明書（別途死亡証拠書類が必要です）

総合(慶弔)共済 証明書

生活協同組合 御中

必要事項を正確に記入してください。

契約者(組合員) 白部 契約者氏名 (フリガナを必ず記入してください) 契約者印 生年月日 (西暦)

共済金の種類 証明内容

死亡弔慰金 該当者氏名 生年月日 性別 死亡年月日 契約者との続柄(以下を必ず記入してください) 死亡年月日

住宅災害見舞金 傷病名 年 月 日 年 月 日

備考

上記の共済金請求に該当する事由があったことを証明します。

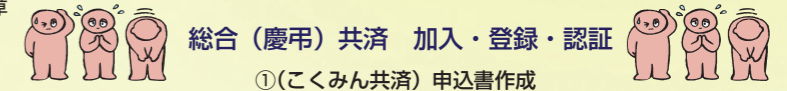
年 月 日 団体名 特定非営利活動法人 全国介護支援共済機構

代表者名 理事長 新宮 俊雄

## 会費支払方法・保障開始・利用情報の提供

- 会費  
会員は会費として、毎月の 10 日までに正会員一人月額 1,000 円を全介共に支払うものとする。
- 支払方法  
① 会員(正会員)の登録費用とともに、初期だけは会員(正会員)会費の 1 ヶ月分を会員に請求し、会員は全介共の指定する 10 日までに全介共に支払うものとする。  
② 会員(正会員)の会費につきましては、初期だけは会員(正会員)の登録基礎データによる会費請求をいたしますが、以降の会員(正会員)が負担する会費は会員(正会員)の自由意志に委ねられていますので、毎月の請求はいたしません。  
③ 会員に所属する正会員が退会するときは、速やかにメールにて全介共まで連絡ください。また新規登録の正会員のある場合はメールで連絡ください。  
④ 支払は銀行振込にて、振込手数料は会員の負担でお願いします。

## (3) 開始保障



## 会員(正会員)資格の取消

会員による全介共への会費の支払の遅滞が、15日以上となったときには会員(正会員)資格の取り消しとなります。

- 支払い期限の 10 日までに会費の入金確認が取れない場合には、メール・電話等で事実問題の確認だけはいたします。
- 会員の自由意志に拠る会費ですので請求規範行為は致しません。

全介共支払期限 (10日)      こくみん共済支払 (27日)

